

草津市子ども・子育て支援事業計画の構成案

I) 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

- ①趣旨 資料2-1参照
- ②法的根拠 「子ども・子育て支援法」
- ③期間 平成27年度から平成31年度までの5年間
- ④計画の位置づけ 市の上位計画である「草津市総合計画」の部門別の個別計画として、草津市の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画とも整合性を保ちながら策定します。
- ⑤対象 「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」は、総合的な少子化対策のために立てられた計画であり、子どもにかかわるさまざまな施策分野を対象としていました。
- 一方、「草津市子ども・子育て支援事業計画」は、法及び基本指針が定めるところでは、主に就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とし、任意事項として、仕事と子育ての両立支援（ワークライフバランス）や要保護児童対策等が挙げられています。
- このことから、草津市においては、「草津市次世代育成支援対策地域行動計画」との連続性をかんがみ、他の計画において進行管理しているものの一部を除いて、この「子ども・子育て支援事業計画」でも引き続き施策として取り上げることとします。

II) 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

人口の動向、待機児童の状況、事業の状況、ニーズ調査結果の概要 等
→別紙 資料1のとおり

Ⅲ)計画が目指すもの

- ①基本理念(資料2-1参照)
- ②基本的な視点(資料2-1参照)

Ⅳ)草津市子ども・子育て支援事業計画

①基本目標・基本施策

下線部分=次世代後期計画への追加・変更部分

1	子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり ・教育・保育内容の充実 ・教育・保育の <u>一体的提供</u> ・ <u>教育・保育環境の整備</u> 等
2	子どもの権利と安全を守る仕組みづくり ・虐待防止など要支援児童対策 ・障害のある子どもと家庭への支援 等
3	心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり ・妊娠・出産期からの切れ目のない支援 ・子どもと家族の健康な生活の支援 等
4	子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり ・地域子育て支援事業 ・子育て相談や情報の提供 ・子育て支援のネットワークの仕組みづくり ・ひとり親家庭等の自立支援 等
5	子育てと仕事が両立できる環境づくり ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ・多様な保育ニーズに対応したサービスの提供 ・放課後保育の整備 等

※参考

次世代育成支援対策地域行動計画(後期)の目標および施策

1	子どもたちがたくましく育つことのできる環境づくり
	・就学前教育の充実 ・援助を要する子どもへの支援 ・児童虐待の防止 等
2	心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みづくり
	・妊娠・出産への支援 ・子どもと家族の健康な生活への支援 等
3	子育ての喜びや悩みを分かち合える環境づくり
	・仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実 ・地域における子育て支援ネットワークづくり ・子育てに関する情報提供の充実 ・ひとり親家庭等への支援 ・子どもの人権を守る意識づくり ・子育てをする人の職場環境の充実 等
4	安全で安心して子育てできるまちづくり
	・子どもと家族が安心して外出できるまちづくり 等

②教育・保育・地域の子育て支援について(必須)

1 幼児期の教育・保育の提供区域設定

・考え方

地理的条件、人口、開発事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めます。

<例>

- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、小学校区単位とします。
- ・地域子育て支援拠点事業は、中学校区を基本としつつ、実施形態・場所等の状況を鑑みた区域を設定していきます。

2 各年度における幼児期の教育・保育に係る需要量の見込み および提供体制の確保の内容及びその実施時期

・考え方

子ども・保護者の教育・保育の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設、地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

※認定の区分に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分でも設定する。

【1号認定こども】 3-5歳、幼児期の学校教育のみ

【2号認定こども】 3-5歳、保育の必要性あり

【3号認定こども】 ①0歳②1-2歳、保育の必要性あり

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

3 各年度における地域子育て支援事業に係る需要量の見込み および提供体制の確保の内容及びその実施時期

・考え方

子ども・保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定めます。

・事業内容(法定13事業)

- ・利用者支援に関する事業 (保育サービスコーディネーターなど)
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)
- ・ショートステイ・トワイライトステイ事業
- ・新生児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん事業) 事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業

- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・妊婦健診事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業（新設）

教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業

- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新設）

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）

・イメージ(案)

【○○○事業】

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
過去の実績 利用人数			
箇所数			

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
① 今後の 量の見込み	3,000 人 (10 か所)	3,000 人 (10 か所)	3,000 人 (10 か所)
② 確保の内容	2,400 人 (8 か所)	2,700 人 (9 か所)	3,000 人 (10 か所)
②－①	600 人 (2 か所)	300 人 (1 か所)	0

V)計画の推進において

- ① 市民・事業所・市の役割や責務
- ② 推進体制
- ③ 計画の検証方法

VI)参考資料